

駐車場法（第 11 条）に基づく技術的基準確認事項

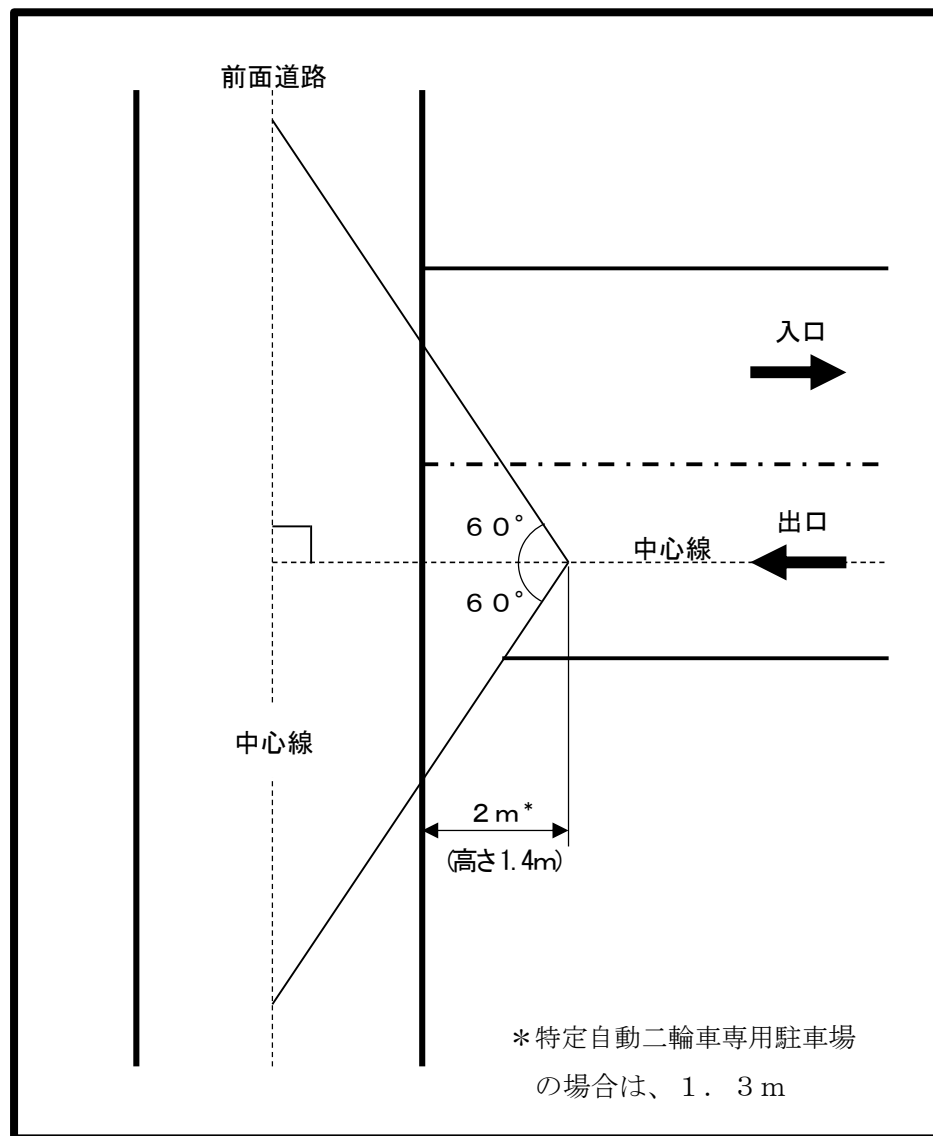
根拠法令等	確 認 事 項
(1) 出入口 (施行令第 7 条)	出入口の設置位置 ☐ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルに設置しない。 ☐ 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内に設置しない。 ☐ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内に設置しない。 ☐ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 m 以内に設置しない。 ☐ バスの停留所、標示柱、標示板から 10 m 以内に設置しない。 ☐ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 m 以内に設置しない。 ☐ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5 m 以内に設置しない。 ☐ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 m 以内に設置しない（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20 m 以内の部分を含む。）。 ☐ 橋に設置しない。 ☐ 出入口を設ける道路の幅員が 6 m 以上である。 ☐ 出入口を設ける道路の縦断勾配が 10 % 以下である。 ※交差点の側端又はそこから 5 m 以内の部分、トンネル、橋については、変速車線の設置や交通誘導員の配置等により、国土交通大臣が出入口を設ける道路の交通に支障がないものと認めるものについては適用しない。 前面道路が 2 以上ある場合 ☐ 自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設置する。 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6,000 m² 以上の場合 ☐ 出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10 m 以上とする（縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除く。）。

根拠法令等	確 認 事 項
(1) 出入口 (施行令第7条)	出口又は入口において自動車の転回が容易でない場合 ☐ 隅切りをする。(切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上とする。) 出口付近の構造 ☐ 出口から2m*後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の確認ができるようにする。(※特定自動二輪車専用駐車場の場合は、1.3m)
(2) 車路 (施行令第8条)	車路の設置 ☐ 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設ける。 車路の幅員 ☐ 一方通行の車路で、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分の幅員は、2.75m*以上とする。(※特定自動二輪車専用駐車場の場合は、1.75m) ☐ 一方通行の車路の幅員は、3.5m*以上とする。(※特定自動二輪車専用駐車場の場合は、2.25m) ☐ 相互交通の車路の幅員は、5.5m*以上とする。(※特定自動二輪車専用駐車場の場合は、3.5m) 建築物である路外駐車場の場合 ☐ 梁下の高さは、2.3m以上とする。 ☐ ターンテーブルを設置するものを除き、屈曲部は、自動車を5m*以上の内法半径で回転させることができる構造とする。(※特定自動二輪車専用駐車場の場合は、3m) ☐ 傾斜部の縦断勾配は、17%以下とする。 ☐ 傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。
(3) 車室の高さ (施行令第9条)	建築物である路外駐車場の場合 ☐ 駐車スペースにおける梁下の高さは、2.1m以上とする。

根拠法令等	確 認 事 項
(４) 避難階段 (施行令第 10 条)	建築物である路外駐車場の場合 ☐ 直接地上に通じる出入口がない階には、建築基準法施行令第 123 条 1 項若しくは第 2 項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設ける。
(５) 防火区画 (施行令第 11 条)	建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合 ☐ 火災の危険のある施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。
(６) 換気装置 (施行令第 12 条)	建築物である路外駐車場の場合 ☐ 内部の空気を床面積* 1 m²につき毎時 1 4 m³以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設置する。 または、窓その他の開口部のある階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積*の 10 分の 1 以上ある。 (＊車路、スロープ等の部分を含む。)
(７) 照明装置 (施行令第 13 条)	建築物である路外駐車場の場合 ☐ 車路の路面で 1 0 ルックス以上、駐車スペースの床面で 2 ルックス以上の照度を保つために必要な照明装置を設置する。
(８) 警報装置 (施行令第 14 条)	建築物である路外駐車場の場合 ☐ 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置する。
(９) 特殊の装置 (施行令第 15 条)	特殊の装置を用いる路外駐車場の場合 ☐ 国土交通大臣が施行令第 7 条から第 14 条までの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める特殊の装置を設置する。 ※特殊の装置を設置する場合は、国土交通大臣の認定が必要。

※路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。(駐車場法第 12 条、同施行令第 17 条)

施行令第7条に規定する出口付近の構造



施行令第8条に規定する屈曲部（建築物である駐車場のみ）

